

江寄悟議員への

「議員辞職勧告決議」可否同数

笠原議長の裁決で可決へ



竜北公園

議長の表決権と裁決権

議長は、過半数で議決すべき場合には、地方自治法第116条第2項で「前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない」とされており、表決権を行使することができない。しかし、(中略)可否同数となった場合は、同条第1項の規定により、裁決権を行使することになる。

主な議案に対する議員の態度

議員名	三浦賢治議員	田中照男議員	江寄悟議員	松田達之議員	上田俊孝議員	上田健一議員	吉川義雄議員	有田芳人議員	片山裕治議員	坂本悦男議員	永田義昭議員	笠原良一議員
議案名												
平成22年度氷川町一般会計補正予算(第8号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
氷川町国民健康保険税条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	—
平成23年度氷川町一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
氷川町暴力団排除条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
平成23年度氷川町一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
財産の取得について	○	○	●	●	○	○	●	○	○	○	○	—
建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
江寄悟議員に対する辞職勧告決議	○	●	—	●	○	○	●	●	●	○	○	○

○は賛成、●は反対、—は賛否なし
(議長は賛否に加わっていない。ただし江寄議員への辞職勧告決議は地方自治法に従って賛成を表明しました。)

反対討論(続き)
吉川義雄議員
発議者は3点の理由を挙げていますが、個人の思いだけであって、何ら物的証拠も示していません。また、発議者は「議員必携」を語る述べられましたが、議会の一番の仕事はなんでしょう。地方公共団体の長は、議会の議決を経たうえで事務を執行するとされ、独断専行を許さない建前がとられています。それは、議会の地位の重要性を示すものです。また、議会がいかに住民の福祉を考え、住民の立場にたって判断しなければならぬかとして、執行機関の行財政の運営や事務処理について、事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そしてなによりも民主的になされているかどうかを批判し監視することです。

それが議会が一番大きな役目です。だから議員は住民の立場からいろんな声をあげるのです。
江寄議員は、旧宮原町役場の職員として、宮原町の公共下水道建設に携わってきた人です。合併後は氷川町の事業部長を務めるなど、町政発展に努めてきて、その思いから議会議員となりました。辞職勧告の理由に挙げてある、竜北公園遊具入札に関する調査特別委員会の委員長として、入札制度の在り方、税金の使い方について問題として取り組んできました。町政発展のために、努力している議員に自分と意見が違ふということ、辞職勧告を出すことになつてしまえば、発議者が言うように何かにゆがめられた議会になつてしまふ。私はこの決議に反対します。

上田俊孝議員が辞職勧告決議を提出
上田俊孝議員が、三浦賢治議員、上田健一議員、坂本悦男議員、永田義昭議員の賛同を得て、「江寄悟議員への議員辞職勧告決議(案)」を提出。審議の結果賛否同数となり、議長の裁決で可決しました。

氷川町議江寄悟議員の辞職勧告決議(要旨)

本町議会は、氷川町議会議員江寄悟君に辞職勧告を行う。以上、決議する。

平成23年6月8日 氷川町議会

理由

- 1、竜北公園遊具工事入札に関する調査特別委員会における調査結果が、委員長江寄議員から町民に対し、正確に報告されていない。
- 2、憲法第15条第2項に「すべての公務員は、全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではない。」と定められているが、この規定から逸脱した行為がある。また、議員必携に明記されている「執行権への関与の禁止事項」にも抵触する行為がなされた。さらに、氷川町政治倫理条例にも違反する行為がなされている。
- 3、議会運営委員会が特定の議員に対し、不名誉な発言を行い、心的、地位的損失を与えた。

これらの行為は、議員としての品位もなければ、議会本来の健全な運営を乱し、議会を割拠主義に陥らせている。江寄議員を、このまま議会にとどまることを許せば、無闇に議会を混乱させ、議会運営、行政運営をも阻むもので、新生氷川町の発展をも停滞させることは明白である。
よつて、氷川町議会議員江寄悟君に対し、議員辞職勧告を決議する。

賛成討論

坂本悦男議員

議会運営委員会の席上のことですが、後任の委員長を決める委員会の中でのこととさせていただきます。これまでの慣例では副委員長が当然委員長になるのが通例でございました。しかし、江寄議員から私に對しまして、委員長としてふさわしくないとの発言があり、委員長になることを阻止されたのであります。これはいいといたしましたが、私もこの世に生を受けて63年、議會議員として12年になり、このような屈辱的なことを言われたのは初めてであります。それも同僚議員からの屈辱的発言であり、浴びせられた私は本当に悔しくて

無念さでいっぱいでございます。この発言は私を支持しておられる町民に對しても侮辱的発言とも受けとめます。江寄議員の私に對しましての発言は地方自治法第132条・133条・134条・135条にも抵触するものと思ひます。賛成します。

三浦賢治議員

中心市街地活性化特別委員会では江寄委員長が辞められたと少しお聞きしましたけれども、本来ならば議長に相談をし、了解を得て辞められるのが筋じゃなかったかと思ひますけれども、自分の職責を全うせずに辞められたということは、委員長としての資格がないんじゃないかということで賛成します。

反対討論

片山裕治議員

江寄議員は積極的に議員活動もされ、議会の活性化にもご尽力いただいております。今回の議員辞職勧告は、議員としての議員活動、発言を控ええ込むことすることの方が問題であります。提案理由についても不十分であり、逆に侮辱ともとれるような発議者の説明

であり理解できません。私は反対いたします。

有田芳人議員

江寄議員は重要な人でございます。これだけ頑張る議員は珍しい、辞めさせるのであれば、大きな損失であり民主主義のルールは全くなくなり、又議会は議論すべきで、本当にやると思ふならば江寄議員くらいあつていい。私は反対いたします。